

報告第 3 号

個人情報の保護に関する法律施行条例及び春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

総務部 市政情報課

「個人情報の保護に関する法律施行条例」については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正されたことに伴い、条例の規定において引用している項に移動が生じたことから、条例を改正し、令和 7 年 4 月 1 日より施行となりました。

また、刑法等の改正に伴い、刑法に規定されていた「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に統一されることとなり、「刑法等の一部を改正する法律」が施行される令和 7 年 6 月 1 日までに、「個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例」の規定において「懲役」と引用している箇所を「拘禁刑」に改める必要が生じたことから、両条例を改正し、令和 7 年 6 月 1 日より施行となりましたので、ご報告いたします。

1 個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

(1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴う改正

改正内容	
条例第 6 条第 3 項におかれている特定個人情報の定義について、番号利用法より引用している項が第 8 項から第 9 項へと移動となるため、一部改正。	
改正後	改正前
(開示請求に係る手数料等) 第 6 条 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報のうち、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条 第 9 項 に規定する特定個人情報をいう。）に係る写しの交付に要する費用については、請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用の額を減額し、又は免除することができる。	(開示請求に係る手数料等) 第 6 条 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報のうち、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条 第 8 項 に規定する特定個人情報をいう。）に係る写しの交付に要する費用については、請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用の額を減額し、又は免除することができる。
施行日：令和 7 年 4 月 1 日	

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う一部改正

改正内容	
附則における「懲役」を「拘禁刑」に改める。	
改正後	改正前
附 則 (経過措置) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	附 則 (経過措置) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
施行日：令和7年6月1日	

2 春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

改正内容	
第18条の罰則規定における「懲役」を「拘禁刑」に改める。	
改正後	改正前
(罰則) 第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
施行日：令和7年6月1日	